保育所・認定こども園等における

人権擁護のための セルフチェックリスト

~「子どもを尊重する保育」のために~



全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の 仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子ども を心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

(子どもの最善の利益の尊重)

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

(子どもの発達保障)

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

(保護者との協力)

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人 の情報や秘密を守ります。

(チームワークと自己評価)

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切に します。

また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子 どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての青務)

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専 門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 全国保育估議会

1. 本チェックリストの目的と活用の期待

皆さまは、「子どもを尊重する保育」のために、どのようなことを心がけているでしょうか。 また、「子どもの人権擁護」の視点から、自らの保育を振り返る機会はあるでしょうか。

保育所保育指針解説においても、「子どもの人権に配慮した保育となっているか、常に全職員で確認することが必要である」と示されており、保育を行ううえで「子どもの人権擁護」の視点を持つことは不可欠です。

本チェックリストは、保育の現場で働く保育士・保育教諭である皆さまが、保育を行ううえで重要な「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」についてあらためて意識を高め、自 らの保育を振り返っていただくことを目的として作成しました。

自らが**意識をせずに「子どもを置き去りにした保育」や「保育者の都合ですすめる保育」を行っていないかの自己点検**の機会として本チェックリストが活用され、日々の保育の質の向上につながることも期待しています。

なお、本チェックリストに掲載している「『良くない』と考えられるかかわり」や「より良いかかわりへのポイント」は一例ですので、類似のかかわりが行われていないかを考えることも必要です。

チェックリストを実施し、「している(したことがある)」にチェックをした方、「していない」にチェックをした方、どちらの方も、チェックリストに掲載のより良いかかわりへのポイントや、 園内の保育士との改善に向けたミーティングなどを用いて、**保育の専門職としてさらなる保育の質の向上をめざしましょう!**

2. 本チェックリストのカテゴリー分けについて

本チェックリストでは、人権擁護の視点から「『良くない』と考えられるかかわり」を大きく5つのカテゴリーに分け、その行為がなぜ良くないのか、参照すべき「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」、「保育所保育指針(解説含む)」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領(解説含む)」の関連する条文等を記載しています。

さらに、保育現場における一日の流れを6つの場面に分類し、「チェック項目」と「より良いかかわりへのポイント」を並べて記載しています。

【カテゴリー:「良くない」と考えられるかかわり】

- (1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり
- (2) 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ
- (3) 罰を与える・乱暴なかかわり
- (4) 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり
- (5) 差別的なかかわり

【一日の流れ】

- A. 登園時
- В. АФ
- C. 昼食時
- D. 午睡時
- E. 降園時
- F. その他

3. チェックリストの使い方

本チェックリストは、セルフチェックリスト (P.3 \sim P.9) とチェック結果 (P.10)、振り返りシート (P.11 \sim 12) の3種類で構成されています。

下記の手順で自己点検を実施しましょう。

(1) 4. セルフチェックリスト (P.3~P.9) を実施する。



(2) 5. 結果をチェック結果の集計表(P. 10)に記入する。



(3)集計表をもとに、レーダーチャート(P. 10)を作成する。



(4) チェック結果をふまえ、6. 振り返りシート (P. 11~12)を記入する。



- (5) 日々の自らの保育に活かす。
- ※園内の保育者同士で、集計結果をもとに、改善に向けたミーティングをすることも効果的です。
- ※チェックを複数回実施し、時間の経過とともに自らの保育がどのように変わったか、振り返ることも重要です。なお、その際は、前回のチェック実施後、「している(したことがある)」か「していない」かという視点で、チェックを実施しましょう。

4. セルフチェックリスト

(1) 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり

参照すべき条約等

<子どもの権利条約(日本ユニセフ抄訳)> 第3条 子どもにとってもっともよいことを

> 子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第 一に考えなければなりません。

〈保育所保育指針〉

第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 (5)保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

<幼保連携型認定こども園教育・保育要領>

- 第1章 総則 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等 2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価 (3) 指導計画の作成上の留意事項
- ク 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。

No.	一日の 流れ	「良くない」と あなたの 考えられるかかわり ^{伝賞では}	? チェック欄	より良いかかわりへの ポイント
1	登園時	朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	□していない □している (したことがある)	「恥ずかしい」という表現は、 大人の価値観の押しつけになる 可能性があります。 たとえば、「お母さんの抱っ こって嬉しいね」等、子どもの 気持ちを受け止め、子どもが好 きな遊びに誘うなどして気持ち を切り替えられるよう働きかけ ると良いでしょう。
2	8	製作活動で子どもが描い た作品をみて、「そこ違うよ。 もう一枚描いてみる?」と だけ言って、描きなおすよ うに働きかけた。	□していない □している (したことがある)	子どもが自ら描いた作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認めるかかわりをしましょう。
3	ф	排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉がけをする。	□していない □している (したことがある)	子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮し、トイレ等の人目につかない場所で、「着替えをしたら気持ちよくなるからね」等と声をかけて対応しましょう。

No.	一日の 流れ	「良くない」と あなたの 考えられるかかわり ^{伝育では}	? チェック欄	より良いかかわりへの ポイント
4		子どもが、友だちをたた く等、良くないことをした 際に、執拗に責めるような 言葉がけをする。	□していない □している (したことがある)	子どもが良くないことをした際、それを子どもに伝えること、 状況を理解するための言葉かけ は大切ですが、必要以上に責め るべきではありません。
5	П	子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う。	□していない □している (したことがある)	子どもが話そうとしたときは、できるだけ耳を傾けましい。また、すぐに対応できない状況であった場合には、後で必ず「さっきは何だった?すぐに聞けなくてごめんね。」と聞くようにしましょう。『先生に話を聞いてもらえて嬉しい、また話したり』と子どもが感じることが、信頼関係の構築につながります。
6		苦手なことを渋っている 子に、「早くやって。できな いなら後ろに行って。」と 言ったり、他者と比較した りなど、否定的な言葉がけ をする。	□していない □している (したことがある)	保育者が子どもの頑張ろうと いう気持ちを置き去りにした発 言をすると、子どもは自分を否 定されていると感じます。自己 肯定感を育む言葉がけをしま しょう。
7	昼食時	食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳せず、食べたら次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。	□していない □している (したことがある)	食への関心・意欲を育むためには、すべての献立を配膳し、子ども自身が好む順番で食べられる環境を設定することが必要です。また、こぼす、こぼさないに着目するのではなく、食べる意欲を育む環境づくりに努めましょう。
8	降 園 時	お迎えに来た保護者に「A 君は、今日はケンカをして お友だちを泣かせてしまい ました」と、他の保護者に も聞こえるように言う。	□していない □している (したことがある)	子どもの自尊心を傷つける行為です。また、保護者が気まずい思いをしないよう、配慮が必要です。トラブルや困りごとを成長段階としてとらえ、親子にとって、相手の気持ちを理解する事や物事の良し悪しを学ぶ機会となるようにかかわりましょう。
9	その	子ども同士のトラブルが 起きたとき、子どもたちの 言い分を聞かず、一方的に 判断を下す。	□していない □している (したことがある)	子どもそれぞれに理由があって、トラブルは起こっています。トラブルも子どもにとっては貴重な経験です。保育者の一方的な考えで判断をするのではなく、双方の言い分を聞き、お互いが納得する解決へと導きましょう。
10	他	自分から訴えてトイレに 行くことができるように なった子どもに対して、「お しっこ出ない」と訴えてい ても、トイレに行くように 促す。	□していない □している (したことがある)	自分の感覚で排泄を知らせる ことができる子どもに、保育者 の都合で強制的に排泄を促すこ とは、子どもの自主的な行動の 妨げになります。子どもが自ら 排泄を訴えることができる配慮 をしましょう。

(2) 物事を強要するようなかかわり、脅迫的な言葉がけ

参照すべき条約等

〈子どもの権利条約(日本ユニセフ抄訳)〉

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。 その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。 ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

No.	一日の 流れ	「良くない」と あなたの 考えられるかかわり ^{医質では}	3 チェック欄	より良いかかわりへの ポイント
1	П	集団行動をするための言葉がけをした際、言葉がけをした際、言葉がけを聞かない子どもに「〇〇しないなら〇〇できないからね」と言葉をかける。	□していない □している (したことがある)	「〇〇しないなら〇〇できない」との言葉がけは、子どもたちに行動を強要するかかわり(脅し)です。子どもたちが自分自身で考え、行動する力を育むことができるよう、肯定的な言葉がけをして子どものやる気を育てていきましょう。
2	昼食時	ごはんをこぼした子ども に対して、床に落としたも のを拾って食べるように促 す。また、ほかの子どもが 大勢いる前でそのことを指 摘する。	□していない □している (したことがある)	衛生的でなく、大人は決して しないことを子どもに強要する べきではありません。 また、ほかの子どもが大勢い る前での指摘は、「この子はいつ もこぼしている」との先入観を 子どもたちに持たせることにつ ながります。 子どもたちが互いに尊重する 心が育つよう、配慮しましょう。
3	午	なかなか寝つけずにいる 子に「早く寝てよ。あなた が寝ないと仕事が出来ない んだよね」と言う。	□していない □している (したことがある)	自分の仕事を優先して考える のではなく、子どもの気持ちや その日の状況に配慮したかかわ りをしましょう。
4	時	寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友だちの布団と離して敷いたりする。	□していない □している (したことがある)	午睡中に話をすることが他の 子どもに迷惑であること、身体 を休めることの大切さを伝え、 子どもが納得して行動できるよ う言葉がけをしましょう。
5	その他	どなったり、「〇〇しなさい」との言葉や子どもが怖がるもの(鬼等)を使ったりして、子どもを保育者の思いどおりに動かそうとする。	□していない □している (したことがある)	子どもに恐怖心を与えて、保 育者の指示に従わせるのではな く、子どもが自ら行動できるよ うな言葉がけを心がけましょ う。

(3) 罰を与える・乱暴なかかわり

参照すべき条約等

<保育所保育指針解説>

第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 (5)保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して 保育を行わなければならない。

(中略)子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならない。

No.	一日の 流れ	「良くない」と あなたの 考えられるかかわり ^{ほ言では}	? チェック欄	より良いかかわりへの ポイント
1		子どもの人数チェックを する際、子どもの頭を手で はたくようにして人数を数 える。	□していない □している (したことがある)	子どもによっては、頭を叩かれたと感じることもあります。 人数をチェックする際も、一人 ひとりの顔を見ながら、丁寧に かかわりましょう。
2	日中	並ぶときなどに、子ども の自発的行動を待てず、腕 を掴んで引っ張る。	□していない □している (したことがある)	大人が子どもの腕を引っ張ると、脱臼等のけがをする恐れがあります。丁寧な言葉がけで、子どもが納得して自ら行動できるよう配慮しましょう。
3		子どもを注意する際に、 「だめよ!」と言って子ども の手を叩く。	□していない □している (したことがある)	叩くという行為は虐待です。 また、保育者の「叩く」という 行動を子どもが真似てしまうこ ともあります。暴力的な行動に よって指示に従わせることはや めましょう。
4	午睡時	なかなか眠らない子どもに布団を頭からかぶせるなどして強引に押さえつけ、パンパンと強く布団を叩く。	□していない □している (したことがある)	布団を頭からかぶせる行為は 子どもに恐怖心を与え、窒息の 危険性もあります。また、強い 叩いても、子どもは眠ることが できません。子どもにそっと手 を添えたり、ゆったりとリズム を刻むなど、子どもが安心でき るかかわりをしましょう。
5	その他	保育者が子どもに注意を したが、言うことを聞かな かった子どもに対し、廊下 に立たせる、散歩に行く際 に置いて行こうとするなど の罰を与える。	□していない □している (したことがある)	保育者の言うことを聞かない 等の理由で罰を与えることは、 虐待です。子どもたちが見通し を持って行動できるよう、具体 的で分かりやすい言葉がけをし ましょう。

(4) 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり

参照すべき条約等

<保育所保育指針解説>

第2章 保育の内容 4 保育の実施に関して留意すべき事項 (1)保育全般に関わる配慮事項 オーチどもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。

(中略)保育士等は、自らの感性や価値観を振り返りながら、子どもや家庭の多様性を十分に認識し、それらを積極的に認め、互いに尊重し合える雰囲気をつくり出すことに努めることが求められる。

<幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説>

- 第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項 第5節 教育及び保育の実施に関する配慮事項
 - 2 幼保連携型認定こども園の教育及び保育の全般における配慮事項(5)国籍や文化の違い
- (5) 園児の国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。 (中略)保育教諭等は、自らの感性や価値観を振り返りながら、園児や家庭の多様性を 十分に認識し、それらを積極的に認め、互いに尊重し合える雰囲気をつくり出すことに 努めることが求められる。

No.	一日の 流れ	「良くない」と あなたの 考えられるかかわり ^{ほ首では}	? チェック欄	より良いかかわりへの ポイント
1	降 園 時	いつも時間ぎりぎりのお 迎えになる子どもに対して、 「〇〇ちゃんのお母さん、今 日も遅いね」と言う。	□していない □している (したことがある)	子どもは口には出さなくても、 最後のお迎えになることを耐えている場合が多くあります。「大丈夫だよ、先生と一緒に待っていようね」等、子どもの気持ちに寄り添った、温かい言葉がけをしましょう。
2	7	登園が遅い、服が汚れている、お風呂に入っていない、 提出物の遅れ等の際に、子どもに「また〇〇君のお母さん 忘れたの。いつも忘れて困るね。」や「昨日お風呂に入れてもらわなかったの。」など否定的な言葉がけをする。	□していない □している (したことがある)	子どもや家庭の置かれている 現状はさまざまです。保護者を 否定されることで、子どもは自 身の存在も否定されている気持 ちになります。保護者を否定す るようなことは、子どもに対し て伝えないようにしましょう。
3	その他	いつもぎりぎりの時間に お迎えにくる保護者に「い つもぎりぎりですね」と言っ たり、保護者が提出物を忘 れた際に「いつも忘れて困 ります」と言ったりする。	□していない □している (したことがある)	保護者への支援も、保育者の 業務の一つです。保護者に対して、 否定的な言葉がけをするべきで はありません。一人ひとりの保護 者の状況をふまえ、保護者の養 育力の向上につながるようなか かわりを心がけましょう。
4		「お休みの日にどこに行った かお話して」との問いかけに ついて、クラスの子どもたち 『全員』に発表してもらう。	□していない □している (したことがある)	子どもたちの家庭の経済状況 や環境の違いを理解し、子ども の気持ちに配慮した問いかけを 心がけましょう。

(5) 差別的なかかわり

参照すべき条約等

〈子どもの権利条約(日本ユニセフ抄訳)〉

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、 国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、 どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちである かないか、などによって差別されません。

<保育所保育指針解説>

第2章 保育の内容 4 保育の実施に関して留意すべき事項 (1) 保育全般に関わる配慮事項 カー子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けること がないようにすること。

(中略)子どもの性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに、一人一人の子どもの行動を狭めたり、子どもが差別感を味わったりすることがないよう十分に配慮する。子どもが将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見をもったりすることがないよう、人権に配慮した保育を心がけ、保育士等自らが自己の価値観や言動を省察していくことが必要である。

<幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説>

- 第2章 ねらい及び内容並び配慮事項 第5節 教育及び保育の実施に関する配慮事項
 - 2 幼保連携型認定こども園の教育及び保育の全般における配慮事項 (6)性差や個人差
- (6) 園児の性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。

(中略) 園児の性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに、園児一人一人の行動を 狭めたり、園児が差別感を味わったりすることがないよう十分に配慮する。園児が将来、 性差や個人差などにより人を差別したり、偏見をもったりすることがないよう、人権 に配慮した教育及び保育を心掛け、保育教諭自らが自己の価値感や言動を省察してい くことが必要である。 ※日々の自らの保育を振り返り、「『良くない』と考えられるかかわり」について、「している(したことがある)」「していない」のいずれかにチェックをつけてください。

No.	一日の 流れ	「良くない」と あなたの 保育では 考えられるかかわり	チェック欄	より良いかかわりへの ポイント
1	登 園 時	挨拶をしてきたか否かに かかわらず、特定の子ども にだけ「おはよう」と言葉 がけをする。	□していない □している (したことがある)	特定の子どもだけに挨拶をするのではなく、どの子どもに対しても、一人ひとり顔をみて挨拶しましょう。また、登園時は視診の時間であることも意識しましょう。
2	□ +	いつまでも泣いている男の子に、「男の子だからいつまでも泣かない」や、乱暴な言葉使いをする女の子に「女の子だからそんな言葉を使ったらいけない」と注意する。	□していない □している (したことがある)	性別を理由に注意することは、 差別的なかかわりです。一人ひ とりの違いを認め、かかわりま しょう。
3	昼食時	少食の子に対して、子ど もの意見を聞かず、初めか ら非常に量を少なくして配 膳する。	□していない □している (したことがある)	子どもの意見を聞かず、給食の量を「初めから極端に減らす」ことは、子どもの思いを無視した行為です。子どもが、「少なくして欲しい」と自分の思いを発せられるようにかかわることが大切です。
4	午睡時	寝かしつける際に、いつ も同じ子どものそばにばか りつく。	□していない □している (したことがある)	特定の子どもばかりを極端に ひいきすることは、差別的なか かわりです。 子ども一人ひとりの背景や思 いに配慮しつつ、平等に対応す ることも必要です。
5	降 園 時	クラス全員で帰りの支度 をしている時に、なかなか できない子どもに、「〇〇 ちゃんは早くできないのね、 だめな子になっちゃうよ」 と言う。	□していない □している (したことがある)	子どもの心を傷つける言葉づかいは、子どもの人格を否定する行為です。また、他の子どもたちの前での保育者の悪意ある発言は、子ども同士の「いじめ」につながることもあります。

g

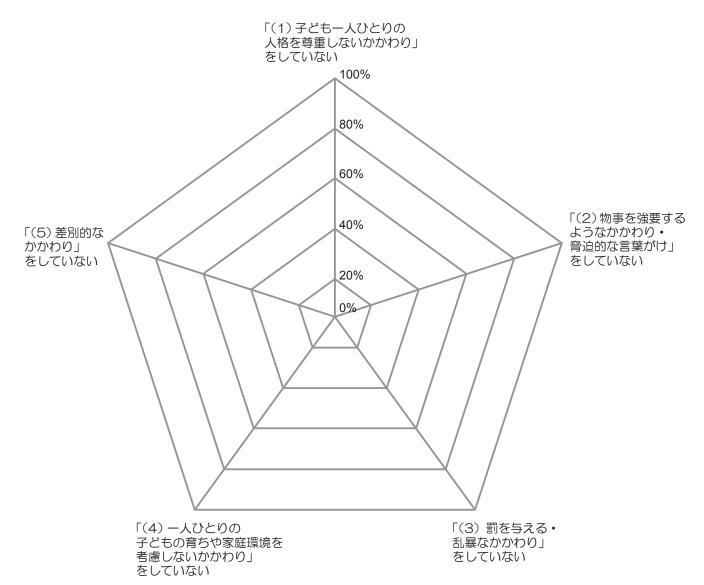
5。チェック結果

【集計表】

	(1) 子ども一人 ひとりの人格 を尊重しない かかわり	(2) 物事を強要 するようなか かわり・脅迫 的な言葉がけ	(3) 罰を与える・ 乱暴なかかわ り	(4) 一人ひとり の子どもの育 ちや家庭環境 を考慮しない かかわり	(5) 差別的なか かわり
「していない」にチェックした数	個/10個	個 / 5個	個 / 5個	個 / 4個	個 / 5個
「していない」にチェックした割合					
	%	%	%	%	%

【レーダーチャート】

※輪の大きさが大きいほど、「良いかかわり」が達成できています。



6	振り返りシー	- B

◎チェックリストを実施・レーダーチャートを作成して、気づいたこと や感じたことを記入してください。

◎チェックリストおよびレーダーチャートの結果をふまえ、今後、自らがどのように保育に取り組むことが必要だと考えますか。カテゴリーごとに ① 自らの良い点、② 自らの改善すべき点や目標の2つの視点から記入してください。

(1)【子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり】について

(2)【物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ】について

(3)	【罰を与える・	・	1411	について
131	1割でせんの '	、中でなるカル	いイフソノ	ーレンいし

(4)【一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり】 について

(5)【差別的なかかわり】について



保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト ~「子どもを尊重する保育」のために~

> 平成29年3月作成 平成30年4月一部改訂

全国保育士会

監修:山縣 文治 (関西大学 教授)

〒 100-8980東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル 社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内 TEL, 03-3581-6503 / FAX, 03-3581-6509

E-mail info@z-hoikushikai.com

ホームページ http://www.z-hoikushikai.com

※本チェックリストは、全国保育士会ホームページよりダウンロードいただけます。 なお、全国保育士会ホームページは、下記のQRコードからご覧いただけます。





